

生駒市条例第43号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(生駒市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 生駒市水道事業給水条例(昭和35年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項、第26条第1項及び第33条の2第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第2条 生駒市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項、第26条第1項及び第33条の2第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて料金算定の基礎となる水量を計量した場合に徴収する料金については、第1条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第16条第1項及び第33条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後の工事の申込みに係る給

水装置工事費及び給水分担金について適用し、同日前の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金については、なお従前の例による。

4 平成27年10月1日前から継続して使用している場合で、かつ、同日以後初めて料金算定の基礎となる水量を計量した場合に徴収する料金については、第2条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の生駒市水道事業給水条例第16条第1項及び第33条の2第1項の規定は、平成27年10月1日以後の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金について適用し、同日前の工事の申込みに係る給水装置工事費及び給水分担金については、なお従前の例による。

(料金等の改定に当たっての措置)

6 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定が、消費税法改正法附則第18条第3項の規定及び地方税法等改正法附則第19条第3項の規定によりその施行の停止を含め所要の措置が講じられる場合においては、この条例においても同様の措置を講ずるものとする。